

策定年度 (策定年月日)	令和4年度 (令和5年3月9日)
計画期間	自 令和4年度 至 令和8年度

熊本県西原村鳥子地区

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和5年3月

— 目次 —

(前文)	1
1. 計画の位置付け	1
2. 西原村の概要	1
(1) 地域の位置、範囲	1
(2) 自然的条件	1
(3) 交通・運輸条件	1
(4) 人口の動向	2
(5) 農業及び工業の概要	2
第1 産業導入地区の区域	3
1. 産業導入地区の名称	3
2. 産業導入地区の所在、地番、面積等	3
3. 産業導入地区の地目別面積	4
4. 市町村の産業導入地区の現状	4
5. 産業導入未決定地の活用見込み	5
6. 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5.6
7. 産業導入地区の区域の設定の考え方	7
(1) 当該産業導入地区選定の経緯	7
(2) 本村における地区設定の考え方	7
第2 導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標	8
1. 導入すべき業種	8
2. 導入すべき産業の規模	8
第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	9
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	10
1. 農家人口、農業従事者	10

2. 担い手の現状・見込み	10
3. 担い手の育成	11
(1) 担い手への農用地の利用の集積に関する計画	11
(2) 認定農業者の経営規模	11
(3) 担い手を中心とする生産組織の育成・支援	11
4. 農用地の集積・集約化の推進及び農業経営の法人化の方向	12
(1) 農用地の集積・集積化の推進	12
(2) 農業経営の法人化の方向	12
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	12
1. 過去に造成された工業団地等の活用可能性	12
2. 施設用地と農用地等との利用の調整	13
3. 関係部局との調整	13
第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	14
1. 施設の整備等	14
2. 道路、緑地等の施設整備	14
3. 定住等及び地域間交流の条件の整備	14
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	15
1. 労働力の需給の調整	15
2. 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	15
第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	15
1. 担い手の確保・育成	15
第9 その他必要な事項	15
1. 実施計画のフォローアップについて	15
2. 撤退時のルールについて	16

別添図面

図1 産業導入地区位置図

図2 地番図

図3 農業振興地域及び農用地区域の範囲を示す地図

図4 農業用施設、道路、水路等の位置

図5 周辺における既存企業の立地状況

図6 既存の工業団地の位置図

参考資料

土地利用計画平面図

(前文)

## 1. 計画の位置づけ

本実施計画は、本村が農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進し、農地の集団化及びその他農業構造の改善を促進するための措置を講じることにより、農業と導入産業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することを目的とした「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（昭和46年法律第112号。以下「農産法」という。）を踏まえ、導入産業への農業従事者の就業機会の確保や産業導入による農業構造の改善、農地保有の合理化等の農産法の定める諸要件を満たした上で、業種や面積、雇用期待従業員数の規模等から本村にとって真に必要な産業の円滑かつ着実な導入を促し、本村が農工一体となった産業振興に取り組むことで、農業の担い手不足の解消や農村の振興等に加え、工業を含めた新たな就業機会の創出と所得の確保・向上により、農業と製造業が調和した持続的な発展を目指すために策定するものである。この実施計画の計画期間は令和4年度から5か年間とし、令和8年度までに産業の導入の目標を達成する。

## 2. 西原村の概要

### (1) 地域の位置、範囲

本村は、熊本県の中心都市である熊本市から東方20kmに位置し、東西約9km、南北約8.5km、総面積77.23km<sup>2</sup>で、昭和35年に阿蘇郡山西村と上益城郡河原村が合併して誕生した村である。

### (2) 自然的条件

東は南阿蘇村、北は菊池郡大津町、南は上益城郡御船町及び山都町、西は上益城郡益城町に隣接し、北西部4kmには熊本空港がある。阿蘇外輪山の一部である標高1,095mの俵山を中心に広大な原野と森林からなり、原野と森林は全面積の8割を占めている。気候は、夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中との気温日較差が大きいなど、典型的な内陸型気候である。冬場には積雪する地域もあり、春先には東にそびえる俵山から吹き下ろす「まつぼり風」と呼ばれる強い東風も吹く。

### (3) 交通・運輸条件

交通基盤については、県道206号を中心とし、村の中心部より車で約10分に位置する阿蘇くまもと空港を中心としたアクセス路も整備されており、最寄りの益城熊本空港ICへ20分、熊本市の中心部からも30分程度で往来が可能な県内でも比較的利便性の良い地域である。

#### (4) 人口の動向

本村の国勢調査人口は平成27年度調査までは緩やかに増加を続けていたが、平成28年の熊本地震以降は減少に転じ、平成27年度は6,802人、令和2年度は6,426人となっている。

世帯数は令和2年の同調査で2,362世帯（1世帯あたり人員約2.7人）となっており、平成27年調査時の2,341世帯より約0.9%の微増となっている。

人口構成の推移は、令和2年の同調査によると、0～14歳の人口割合は13.1%、65歳以上の人口割合は33.2%、平均年齢は48.2歳となっており、平成27年調査と比較すると0～14歳の人口割合は2.2%減少、65歳以上の人口割合は7.5%増加、平均年齢は1.3歳上昇している。なお熊本県全体の65歳以上の人口割合（22.4%）、平均年齢（42.0歳）と比較しても高くなっており、本村の老齢人口割合は増加の傾向が続いており、少子高齢化が進展している。

#### (5) 農業及び工業の概要

##### ① 農業

本村の農業は、畜産や火山灰土壌の畑地帯で風の影響を受けにくい土ものを主体に営農が営まれてきており、特に甘藷、里芋が主力作物となっている。その他にも水稻や果樹、施設園芸も行われており農業が盛んな地域であるが、近年は農業就業者の高齢化や後継者不足などによる担い手の減少、有害鳥獣被害や荒廃農地の増加など農業情勢は厳しさを増している。

##### ② 工業

本村の工業の立地は鳥子工業団地を中心に様々な企業が立地している。交通体系の利便性や豊富な水資源等、県内でも条件の整った地域ではあるが、まとまった用地がなく、企業誘致を行う上での課題となっている。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備考
熊本県西原村鳥子地区	第二鳥子工業団地	新規

産業導入地区の位置図・・・別図1

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所在			地番	地目		面積 (㎡)
	市町村	大字	字		公簿	現況	
鳥子地区	西原村	鳥子	鳥越 他	690番地1他94筆	別表1のとおり		119,691
計	-			-	-	-	119,691

地番図・・・別図2

3 産業導入地区の地目別面積  
(現況地目別 (㎡))

	農地等						宅地その他						合計	
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
		普通畑	樹園地	草地										
西原村鳥子地区	0	86,331	0	0	0	86,331	967	0	22,996	3,742	0	5,655	33,360	119,691

(用途区分別面積)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
西原村鳥子地区	86,331	0	0	0	86,331

4 市町村の産業導入地区の現状

区分	地区名	産業導入地区面積 (㎡)	産業導入操業面積	産業導入未操業面積	産業導入未決定面積	造成済面積			産業導入不可面積
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地	
令和4年(現状)	西原村小森	13,655	13,655	0	0	0	0	0	0



5 産業導入未決定地の活用見込み

産業導入未決定地なし（「4 市町村の産業導入地区の現状」のとおり）

6 地域開発、土地利用計画諸法との関係

【西原村鳥子地区産業導入地区】

(1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4 北海道総合開発計画
5 振興山村指定地域	⑥ 農振地域・・・別図3	7 過疎地域	8 都市計画区域 (線引・非線引)
9 過疎経済牽引事業の 促進地域	10 地域経済牽引事業の重点 促進地域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市区域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係（計画区分）

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整 区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	4	5	6	7	⑧

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) その他

①都市計画法に基づく指定状況

(都市計画区域指定)

指定なし

(市街化区域及び市街化調整区域)

指定なし

(用途地域)

指定なし

②農地転用に関する調整の結果の状況

新規計画地区は、農用地区域からの除外のための農用地利用計画の変更及び農地転用の許可申請が別途必要であるが、関係機関との調整の結果、農地転用の見込みはついている。

③農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定状況

(農業振興地域)

指定年月日 昭和45年12月25日 (当初)

最終変更年月日 平成28年7月15日 (最終)

範囲6,074ha

(農用地区域)

指定年月日 昭和47年9月22日 (当初)

最終変更年月日 平成28年7月15日 (最終)

範囲1,690ha

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

別図4

⑤周辺における既存企業の立地状況が明らかとなる図面

周辺における既存企業の立地状況・・・別図5 (立地状況一覧・・・別表2)

## 7 産業導入地区の区域の設定の考え方

### (1) 当該産業導入地区選定の経緯

近年の本村の農業の状況は、担い手不足や高齢化の進展により生産力が低下し、担い手の育成・確保並びに経営安定に向けた所得の向上が課題となっている。他方で、製造業等については、国内外の企業間競争が激化し、企業を取り巻く環境が大きく変化し、海外との貿易やサプライチェーン等の不確実性も高まる中、地域における産業競争力の強化がこれまで以上に求められている。本村としては基幹産業である農業の活性化を行うために農地の保全・集約化を図るとともに、企業の具体的なニーズを踏まえ、農産法に基づく本実施計画を策定し、農工一体となった産業振興に取り組むことで、農業の担い手不足の解消や農村の振興等に加え、工業を含めた新たな就業機会の創出と所得の確保・向上により、農業と工業が調和した持続的な発展を目指す必要がある。

### (2) 本村における地区選定の考え方

#### ①地区選定にあたっての考え方

選定にあたっては、村の全域から適地選定を行うこととし、基本的条件として、

1. 必要面積が確保できること（約12.0ha）
2. 既存工業団地との地理的近接性があり、将来的な産業集積性が見込め、なおかつ工業用用水、高圧電力の確保ができること
3. 近隣に住宅が少ないこと
4. 交通条件が良いこと

をともに満たした上で

1. 農業振興地域外の土地
2. 農用地区域外の土地
3. 農用地区域の土地

の順に検討し、可能な限り優良農地の保全に努めるとともに周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定した。

#### ②選定に至った理由

選定した結果、基本的条件を全て満たすのは農振農用地区域であるが、耕作放棄地や道路で農地の広がりや明瞭に分断することが可能であり、周辺の営農環境等に与える影響も限られている本地区が最適地と判断した。

## 第2 導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標

令和8年までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

### 1 導入すべき業種

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
鳥子地区	E-製造業	09- 食料品製造業	099- その他の食料品製造業
		19- ゴム製品製造業	199- その他のゴム製品製造業
		28- 電子部品・デバイス・電子回路製造業	289- その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29- 電気機械器具製造業	292- 産業用電気機械器具製造業
		31- 輸送用機械器具製造業	311- 自動車・同附属品製造業

### 2 導入すべき産業の規模

地区名	産業の種類	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模
			施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
鳥子	食料品製造業	所数 1	m <sup>2</sup> 3,300	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 3,300	人 20	人 10	人 30	900
	ゴム製品製造業	所数 1	m <sup>2</sup> 14,000	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 14,000	人 50	人 30	人 80	1,000
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	所数 2	m <sup>2</sup> 45,000	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 45,000	人 300	人 100	人 400	3,000
	電気機械器具製造業	所数 1	m <sup>2</sup> 6,000	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 6,000	人 40	人 20	人 60	1,200
	輸送用機械器具製造業	所数 1	m <sup>2</sup> 3,600	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 3,600	人 20	人 10	人 30	900
	計	所数 6	m <sup>2</sup> 71,900	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 71,900	人 430	人 170	人 600	工業出荷額 7,000百万円

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

令和8年までに導入される産業への農業従事者の就業の目標は下記のとおりとする。

地区名	産業の種類	事業所数	農業従事者の就業目標			雇用期待従業員数に対する 農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
西原村 鳥子地区	食料品 製造業	1 所数	4 人	2 人	6 人	20 %	20 %	20 %
	ゴム製品 製造業	1 所数	10 人	6 人	16 人	20 %	20 %	20 %
	電子部品・デ バイス・電子 回路製造業	2 所数	60 人	20 人	80 人	20 %	20 %	20 %
	電気機械器具 製造業	1 所数	8 人	4 人	12 人	20 %	20 %	20 %
	輸送用機械 器具製造業	1 所数	4 人	2 人	6 人	20 %	20 %	20 %
	計	6 所数	86 人	34 人	120 人	20 %	20 %	20 %

#### 第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって、令和8年までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は次のとおりとする。

##### 1 農家人口、農業従事者

区分	農家人口	農業従事者数	
		基幹的農業従事者	
平成27年 (参考)	1,405 人	631 人	519 人
令和2年 (現状)	1,011 人	517 人	458 人
令和8年 (見込み)	728 人	424 人	404 人

※平成27年及び令和2年の数値は「農林業センサス」より

※令和8年の数値（見込み）は現状及び過去の動向等を基に試算

##### 2 担い手の現状・見込み

区分	認定農業者		認定新規就農者	集落営農
	経営体	法人		
令和4年 (現状)	73 経営体	10 経営体	10 経営体	0 集落営農
令和8年 (見込み)	94 経営体	15 経営体	10 経営体	0 集落営農

### 3 担い手の育成

#### (1) 担い手への農用地の利用の集積に関する計画

区分	耕地面積① (ha)	担い手への農用地の 利用集積面積② (ha)	担い手への利用集積率 ②/① (%)
令和4年 (現状)	1130	212	18.8
令和8年 (目標)	1130	904	80

#### (2) 認定農業者の経営規模 (単位: 経営体 (集落営農)、ha)

目標とする営農類型 (作物・部門別)	認定農業者の数 (経営体)		経営規模 (ha)	
	令和4年現状	令和8年見込み	令和4年現状	令和8年見込み
雑穀・いも類・まめ類	19	25	57.68	87.40
野菜	14	25	79.3	170.40
畜産	18	18	84.98	117.86
複合	18	23	65.52	95.08
その他	4	4	12.09	12.09

※各数値は対象農家が定めた「農業経営改善計画」及び「担い手実態調査」より

#### (3) 担い手を中心とする生産組織の育成・支援

経営改善意欲のある担い手に対しては、農業経営改善計画の早期達成に向けた支援を集中的に実施する。  
また認定新規就農者の中から、認定農業者を目指すものに対して、計画の作成支援及び実現に向けた支援を実施する。  
生産組織の育成・支援に向けては関係機関と連携した上で、担い手から法人化等の相談があった際にはきめ細やかに対応し、地域農業の中核を担う農業法人の確保・育成に努めるとともに農協等の生産部会組織への加入促進、農家間のネットワークづくりによる販路の拡大等、組織の育成・支援に努める。

#### 4 農用地の集積・集約化の推進及び農業経営の法人化の方向

##### (1) 農用地の集積・集約化の推進

農地利用意向調査の結果を分析した上で、関係機関等との話し合いや様々な制度を活用し、担い手への農地集積・集約化を推進する。

##### (2) 農業経営の法人化の方向

法人化に向けた相談等に対しては、関係機関と連携した上できめ細やかに対応し、地域農業の中核を担う農業法人の確保・育成に努める。

#### 第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

##### 1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

工業団地名	所在地	分譲面積	検討結果
①鳥子工業団地	西原村鳥子		<ul style="list-style-type: none"><li>・団地内に空きがない。</li><li>・拡大するにも周辺は優良農地が広がっており、面積も不足している。</li><li>・既存企業からも敷地拡張・増設の要望があがっており、新規の企業誘致が見込めない。</li></ul>
②小森工業団地	西原村小森		<ul style="list-style-type: none"><li>・団地内に空きがない。</li><li>・拡大するにも県道沿いであり、周辺は宅地も多く面積が不足している。</li><li>・既存企業からも敷地拡張・増設の要望があがっており、新規の企業誘致が見込めない。</li></ul>



## 2 施設用地と農用地等との利用の調整

### (1) 農用地区域外での開発を優先すること

新規計画地区は、本実施計画により新たな雇用の創出と農工一体の産業振興を図るために整備を行うものであり、計画地の選定に当たっては、農業振興への影響が少なく、かつ既存の工業団地（鳥子工業団地）に近接し、将来的な産業集積も図れるなど、立地条件や造成面積から検討し、当該地を選定している。用地面積は約12haであり、森林等も含まれている。これについては、導入すべき産業の規模からみても、必要不可欠な面積であり、過大ではないものとする。

### (2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

新規計画地区内の農用地は、西側が山林、東側から北側にかけて県道に接しているため、農地のまとまりや広がりや損ねることなく、周辺の農業従事者の営農活動に支障を生じることはない。また、新規計画地北側には農業用水路が確保されていること、排水については導入企業において法令及び基準値以下の水質に排水処理を行い、計画地北側の水路へ放流する計画とすることから、周囲の営農活動に支障が生じることはない。

### (3) 面積規模が最小限であること

本産業導入地区の面積は、既存企業の立地面積等の実績を考慮し計画を行っており、事業の用途に供するために必要最小限の面積となっている。

### (4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

新規計画地区に、面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した区域はない。

### (5) 農地中間管理機構関連の取り組みに支障が生じないようにすること

農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地で、農地中間管理権が存在しているもの及び農地中間管理機構関連事業を行う予定がある農地は、本産業導入地区には含まれていない。

## 3 関係部局との調整

### (1) 環境部局との調整

地球環境保全上の重要な地域の指定はなく、事前手続き等は不要である。

### (2) その他関係部局との調整

林地開発及び開発許可申請については、関係部局との調整の結果、申請の見込みはついている。

## 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

### 1 施設の整備等

#### (1) 産業基盤の整備

- 確保すべき土地の面積 119,691 m<sup>2</sup>
- 調達の方法 所有権移転
- 用地の取得及び造成事業主体 西原村
- 造成年次（予定） 令和5年3月～令和6年3月
- 施設用地の確保に当たっての配慮事項
  - ・自然環境の保全、生活環境の保全について  
企業誘致に際しては、公害の防止、自然環境の保全、農村地域の生活環境の保全等に十分配慮することとする。  
したがって、団地造成から誘致企業の選定、操業後の生産活動全般にわたり公害の防止には万全を講じる。

### 2 道路、緑地等の施設整備

#### ○整備の目標

- ・道路  
県道225号（山西大津線）から直接出入りが可能なため、新たな取付道路の整備は行わない。
- ・工業用水  
誘致する企業の用途により工業用水道及び公営の上水道により整備する。
- ・排水処理施設  
工業排水については、企業において沈殿槽や浄化装置を配置し、排水基準以下の水質に処理後、新たに整備する水路へ放流する。
- ・緑地等の施設  
団地造成に際しては、特に計画地外の緑化に配慮し、周辺地域と調和のとれた環境の保全に努める。

- 事業主体 西原村
- 整備年次 必要に応じ整備

### 3 定住等及び地域間交流の条件の整備

美しい田園風景との調和、収益性の高い農業経営の持続、担い手の育成、農業経営の大規模化による農業の振興・基盤強化を図りながら、新たな就業機会を確保することでUIJターン者等の若者の定住促進等による農工一体的な発展に努める。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

### 1 労働力の需給の調整

- 労働力需要 新たに立地する企業への労働力として600名の需要を予定している。
- 可能労働力の年齢 県内の新規学卒者のほか、UIJターン者の中途採用による幅広い人材確保のために公共職業安定所や商工団体、関係機関等と連携して取り組む。
- 職種 事務職及び技術職

### 2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

村においては、JA等農政関係機関と連携し、認定農業者等の育成確保に留意しつつ、導入される企業への就業を希望する農業従事者等の就業の円滑化を図るため、立地企業に地元農業者等を積極的に採用するよう働きかけるとともに、公共職業安定所等の協力を得て、立地企業の雇用計画、労働条件、職業内容等の情報の収集、提供に努める。

## 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### 1 担い手の確保・育成

就農希望者に対しては随時相談を受けており、補助制度の説明や農業大学校や先進農家への研修体制の活用を促し、将来的に地域農業の中心として営農できるような人材育成に取り組んでいる。

## 第9 その他必要な事項

### 1 実施計画のフォローアップについて

#### (1) 実施する項目について

- 産業の導入状況
- 導入された産業への農業従事者の就業状況

#### (2) 実施する項目の目標達成のため具体的な体制、方策について

- 庁内の関係課で組織する連絡会議にて検討を行う。

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

○関係機関等と連携し目標達成のため対象業種の拡大等を検討する。

2 撤退時のルールについて

撤退がないような企業誘致の実現を目指す、万が一の場合を想定し、進出企業との立地協定締結時に撤退という可能性が生じた場合には、事前に村との協議を行うとともに、双方連携して従業員の雇用確保や用地利用に係る対応を行うよう立地協定書に明記する。

【表1】産業導入地区の所在、地番、面積等

## (1) 農地等

No.	地区名	市町村	大字	字	地番		地目	面積
1	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	鳥越	690	1	畑	3,481.00
2	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	鳥越	710	1	畑	3,068.00
3	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	768		畑	680.00
4	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	770		畑	1,771.00
5	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	771		畑	1,817.00
6	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	772		畑	1,858.00
7	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	773	1	畑	827.00
8	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	791		畑	1,381.00
9	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	793		畑	1,443.00
10	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	794		畑	4,431.00
11	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	796		畑	1,254.00
12	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	797		畑	2,389.00
13	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	803		畑	2,098.00
14	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	804		畑	1,082.00
15	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	805		畑	6,921.00
16	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	811		畑	1,801.00
17	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	812	1	畑	1,431.00
18	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	813		畑	1,212.00
19	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	814	1	畑	1,548.00
20	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	815	1	畑	1,946.00
21	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	816	1	畑	3,238.00
22	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	848		畑	1,241.00
23	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	849	1	畑	5,428.00
24	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	850		畑	1,300.00
25	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	851	1	畑	1,078.00
26	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	860	2	畑	1,069.00
27	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	863		畑	3,065.00
28	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	864		畑	1,951.00
29	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	865		畑	2,311.00
30	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	874		畑	1,291.00
31	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	875		畑	2,434.00
32	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	877		畑	3,261.00
33	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	878	1	畑	1,144.00
34	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	878	2	畑	1,505.00
35	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	886	1	畑	1,072.00
36	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	887	2	畑	845.00
37	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	888		畑	2,306.00

38	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	889	1	畑	1,097.00
39	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	884	1	畑	1,223.00
40	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	885	1	畑	2,631.00
41	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	887	1	畑	250.00
42	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	925	1	畑	60.00
43	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	926	1	畑	737.00
44	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	928	1	畑	652.00
45	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	930	1	畑	619.00
46	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	930	2	畑	161.00
47	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子	馬場	931	1	畑	1,923.00
合計					47筆			86,331.00

【表1】産業導入地区の所在、地番、面積等

## (2) 宅地その他

No.	地区名	市町村	大字	字	地番		地目	面積
1	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	764		原野	3742
2	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	766		山林	1634
3	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	767		山林	1825
4	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	769		山林	708
5	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	773	2	山林	988
6	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	777		山林	1052
7	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	781	2	公衆用道路	87
8	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	781	3	山林	224
9	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	789		山林	577
10	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	790		山林	475
11	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	迫ノ谷	802		山林	5347
12	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	861	1	山林	292
13	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	塚原	862		山林	685
14	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	866		山林	788
15	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	867	2	山林	516
16	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	873	2	山林	613
17	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	878	3	公衆用道路	128
18	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	878	4	山林	113
19	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	879	1	山林	1352
20	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	879	2	山林	626
21	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	880		山林	2084
22	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	883	1	山林	1350
23	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	886	2	公衆用道路	84
24	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	886	3	山林	109
25	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	923	3	山林	17
26	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	929	1	山林	1621
27	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子	馬場	929	2	宅地	967.06
28	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	47	里道	107
29	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	48	里道	140
30	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	49	里道	55
31	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	54	里道	189
32	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	55	里道	71
33	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	56	里道	97
34	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	57	里道	250
35	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	78	里道	98
36	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	79	里道	105
37	西原村鳥子地区(新規)	西原村	鳥子		0811	84	里道	807

38	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		0811	85	里道	264
39	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		0811	86	里道	645
40	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		0811	87	里道	278
41	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		0811	88	里道	193
42	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		0811	91	里道	42
43	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		083	30	水路	318
44	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		083	31	水路	175
45	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		083	32	水路	124
46	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		083	33	水路	187
47	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		083	34	水路	881
48	西原村鳥子地区 (新規)	西原村	鳥子		083	35	水路	330
合計					48筆			33,360.06



【表2】周辺における既存企業の立地状況

No.	企業名	住所	生産品目
1	テクノデザイン	西原村鳥子字梅香口312-2	半導体関係設計、開発
2	マルキン食品	西原村鳥子字涼塚312-3	食品製造業・豆腐製造
3	生科研	西原村鳥子字涼塚312-4	農業用肥料・土壌改良剤製造
4	アートキャンディ	西原村鳥子字西原312-6	食品製造業・装飾菓子の製造
5	三井ハイテック	西原村鳥子字梅香口312-8	半導体関連部品製造
6	インターナショナルケミカル	西原村鳥子字梅香口312-9	発泡ネット・シート類製造
7	共和	西原村鳥子字西原312-12	粘着テープ・シート類製造・ゴム製品製造
8	堀場エステック	西原村鳥子字涼塚312-13	ガス流量制御装置等製造
9	ネクサスプレシジョン	西原村鳥子字中原358-5	金属加工、加工機製造
10	チウキヨー	西原村小森字新所3273	超硬合金製品等製造
11	お菓子の香梅	西原村小森字鼈形山3590-1	菓子製造業
12	ナカヤマ精密	西原村小森字鼈形山3604-1	半導体関連精密金型等製造
13	クリスタル光学	西原村布田字乾原1124-1	超精密研磨、超精密研削